

自治基本条例 他市町村条文比較表

自治体名称	北海道二セコ町	大阪府岸和田市	三重県伊賀市	東京都三鷹市
条例名称	二セコ町まちづくり基本条例	岸和田市自治基本条例	伊賀市自治基本条例	三鷹市自治基本条例
策定年月日	平成12年12月27日	平成16年12月10日	平成16年12月24日	平成17年9月29日
施行年月日	平成22年3月16日(改正)	平成17年8月1日	平成16年12月24日	平成18年4月1日
議会	<p>議会の役割・責務</p> <p>第6章 議会の役割と責務 (議会の役割) 第17条 議会は、町民の代表から構成される町の意思決定機関である。 2 議会は、議決機関として、町の政策の意思決定及び行政活動の監視並びに条例を制定する権限を有する。</p> <p>(議会の責務) 第18条 議会は、議決機関としての責任を常に自覚し、将来に向けたまちづくりの展望をもって活動しなければならない。 2 議会は、広く町民から意見を求めるよう努めなければならない。 3 議会は、主権者たる町民に議会における意思決定の内容及びその経過を説明する責務を有する。</p> <p>(議会の組織等) 第19条 議会の組織及び議員の定数は、まちづくりにおける議会の役割を十分考慮して定めなければならない。</p> <p>(議会の会議) 第20条 議会の本会議は、討議を基本とする。 2 議長は、説明のため本会議に出席させた者に議員への質問及び意見を述べさせることができる。</p> <p>(会議の公開) 第21条 議会の会議は公開とする。ただし、非公開とすることが適当と認められる場合は、この限りではない。 2 前項ただし書きにより非公開とした場合は、その理由を公表しなければならない。</p> <p>(議会の会期外活動) 第22条 議会は開会中においても、町政への町民の意思の反映を図るためまちづくりに関する調査及び検討等に努める。 2 前項の活動は、議会の自主性及び自立性に基づいて行わなければならない。</p>	<p>(議会の権能) 第8条 議会は、地方自治法の定めるところにより、条例の制定改廃、予算の決定、決算の認定等を議決するほか、市政に関する事項に別に法令及び条例で定められた事項について議決する。 2 議会は、市民の意思が市政に反映され、適正に市政運営が行われているかを監視し、けん制する権能を果たさなければならない。</p> <p>(議会の責務) 第9条 議会は会議を公開するとともに、議会の保有する情報を市民と共有し開かれた議会運営に努める。 2 議会は、自らの権能と責務に関する基本的な条例を定め、市民に対し、議会の役割を明確にするよう努める。</p>	<p>(議会の役割と権限) 第38条 市議会は、法令で定めるところにより、有権者により選出された議員によって構成される市の意思決定機関である。 2 市議会は、市の重要な政策について議がつする権限及び市政運営を監視し牽制する機能を有する。 3 市議会は、法令で定めるところにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決するとともに、執行機関に対する検査及び監査請求等の権限を有する。</p> <p>(議会の責務) 第39条 市議会は、市政の審議・議決機関であることの責任を常に認識し、長期的展望をもって意思決定に臨むとともに、市政の点検と改善とその実施を求め、活動しなければならない。 2 市議会は、行政活動が常に民主的で効率的に行われているかを調査・監視するとともに市の政策水準の向上を図り、市独自の施策を展開させるため、立法機能の強化に努めなければならない。 3 市議会の会議は討論を基本とし、議決にあたっては意思決定の家庭及びその妥当性を市民にあきらかにしなければならない。 4 市議会の組織及び議員の定数は、法令の範囲内でこの条例に基づく議会の役割を十分考慮してさだめなければならない。</p> <p>(議会の情報共有と市民参加) 第40条 市議会は、議会が有する情報を公開するとともに、すべての会議を原則として公開とし、立法過程から市民と情報を共有するよう努めなければならない。 2 前項に関することは、別に定める。 3 市議会は、議会活動に関する情報を市民にわかり易く説明するた、市の施策の検討、調査等の活動をし、市民との対話の機会を設けなければならない。 4 市議会は、会期外においても市政への市民の意思の反映を図るため、市の施策の検討調査等の活動をし、市民との対話の機会を設けなければならない。 5 市議会は、議会の会議に出席を求めたものを協議に加えることができる。 6 市議会は、市民からの請願等に関して、その趣旨や意見を表明する機会を設けなければならない。</p>	<p>(市議会の役割、責務等) 第7条 市議会は、地方自治法の規定に基づき、市民の直接選挙により信託を受けた議員によって構成される意思決定機関であり、市民の信託に応えるため、事案の決定、市政の監視及びけん制を行うものとする。 2 市議会は、市民への情報提供を積極的に推進するとともに、市民に開かれた議会運営に努めなければならない。 3 市議会は、前2項の役割、責務等を果たすため、市議会の持つ権能を最大限に発揮して活動するものとする。</p> <p>(市議会の立法活動、調査活動等) 第8条 市議会は、議会の活性化に努めるとともに、独自の政策提言及び政策立案の強化を図るため、立法活動、調査活動等を積極的に行うものとする。</p>
議員の役割・責務	<p>(議員の役割及び責務) 第24条 議員は、町民から選ばれた公職者として自ら研鑽に努めるとともに公益のために行動しなければならない。 2 議員は、基本的人権の擁護と公共の福祉の実現のため、政策提言及び立法活動に努めなければならない。</p>	<p>(議員の責務) 第10条 議員は、議会活動に関する情報、市政の状況等について、市民に対して設営するよう努める。 2 議員は、市政調査、議案提出等の権能を積極的に活用するよう努める。 3 議員は、市民福祉の向上のため、第8条に規定する議会の権能を踏まえ、前条に規定する議会の責務及び前2項に規定する議員の責務を果たすよう努める。</p>	<p>(議員の責務) 第41条 市議会議員は、市民の負託に応え、公平・公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。 2 市議会議員は、市民の代表者としての品位と責務を忘れず、常に市民全体の福利を念頭に置き行動しなければならない。 3 市議会議員は、議会の責務を遂行するため、常に自己の見識を高めるための研鑽を怠らず、審議能力及び政策提案能力の向上に努めなければならない。</p>	
自治体名称	新潟県上越市	千葉県流山市	大阪府阪南市	愛知県安城市
条例名称	上越市自治基本条例	流山市自治基本条例	阪南市自治基本条例	安城市自治基本条例
策定年月日	平成20年3月28日	平成21年3月24日	平成21年6月4日	平成21年10月1日
施行年月日	平成20年4月1日	平成21年4月1日	平成21年7月1日	平成22年4月1日
議会	<p>議会の役割・責務</p> <p>(市議会の権限) 第7条 市議会は、市民の信託を受けた議事機関として、市民の意思を市政運営に適正に反映させるため、地方自治に定めるところにより、市政運営を監視するとともに条例の制定、改正及び廃止、予算の決定・決算の認定その他市政運営の基本的な事項を議決し、市の意思を決定する。</p> <p>(市議会の責務) 第8条 市議会は、市民の代表として、全市民的視点及び市を健全な状態で次世代に引き継ぐための視点に立って、次に掲げる機能を果たさなければならない。 (1)市の意思決定機能 (2)市政運営の監視機能 (3)政策立案機能 (4)立法機能 2 市議会は、次に掲げる事項を基本として運営されなければならない。 (1)市議会の審議その他の活動の透明性を確保すること。 (2)市民への説明責任を果たし、市民との信頼関係を確保すること。 (3)広く市民の意見を聞き、その意見を市議会の運営及び前項各号に掲げる機能の発揮に適切に反映させること。 3 市議会は、その権限の行使にあたっては、自治の基本理念及び第4条に定める自治の基本原則にのっとり、常に市民の権利を保障することを基本としなければならない。</p>	<p>(議会の役割) 第29条 議会は、市民の意思を市政に的確に反映させるため、市長との適切な緊張関係及び健全な協力関係をもって、議会の役割を果たすものとする。 2 議会は、地方自治法に定める議会の権限を最大限に行使し、市民福祉の向上に努めるものとする。</p> <p>(市民等が開かれた議会) 第30条 議会は、市民等が開かれた運営を行うよう努めるものとする。 2 議会は、多様な方法で市民等の問題意識を把握するよう努め、政策の立案に反映させるものとする。</p> <p>(議会の政策立案機能の充実) 第31条 議会は、政策立案機能の充実を図り、立法活動、調査活動等を積極的に行います。</p>	<p>(議会の役割) 第10条 議会は法令で定めるところにより、住民の直接選挙によって選出された議員で構成され、住民の意思を市政に反映する市の意思決定機関である。 2 議会は、市政の運営を監視する役割を担う。</p> <p>(議会の責務) 第11条 議会は、意思決定機関であることの責任を常に認識し、公平な判断及び長期的展望をもって意思決定に臨むものとする。 2 議会は、開かれた議会運営のために、その保有する情報を積極的に公開し、市民との情報共有に努めなければならない。 3 議会は、議決に当たっての意思決定の過程を市民に明らかにするものとする。</p>	<p>(議会の責務) 第10条 議会は、市の意思決定機関として、市政を監視するとともに、政策立案に努め、市民の意思が市政に反映されるよう活動します。 2 議会は、意思決定の内容及び過程を市民にわかりやすく説明し開かれた議会運営を行います。</p>
議員の役割・責務	<p>(市議会議員の責務) 第9条 市議会議員は、市民の代表として、自己の研鑽に努めるとともに普遍的な利益のために活動しなければならない。 2 市議会議員は、高い倫理観のもと、誠実にその職務を行い、自らの発言、決定及び行動に責任を持たなければならない。 3 市議会議員は、次に掲げる事項について、市民への説明責任を果たし市民との信頼関係を確保しなければならない。 (1)自らの議会活動 (2)市政運営に関する自らの考え</p>	<p>(議員の責務) 第38条 議員は、市民等とともに市民自治によるまちづくりを推進するという認識に立ち、常に市民全体の利益を代表して議会活動に努めなければならない。 2 議員は、自らの考えを市民等に明らかにするとともに、広く市民等の声を聴き、政策の立案及び議会の運営に反映させるよう努めなければならない。</p>	<p>(議員の責務) 第12条 議員は、前2条に規定する議会の役割及び責務を十分に認識し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。 2 議員は、多様な住民の意思及び地域の課題を、市政に反映させるよう努めなければならない。</p>	<p>(議員の責務) 第11条 議員は、市民の代表者として、広く市民の利益に資するため誠実かつ公正に職務を遂行するとともに研鑽に努めます。</p>